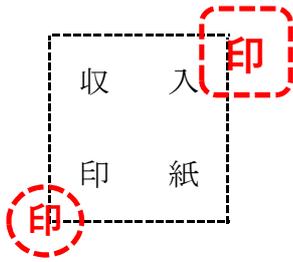


令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

選挙公営（公費負担）
様式集 【記載例】

身延町選挙管理委員会



選挙運動用自動車運送契約書
(ハイヤー方式)

甲(候補者氏名) 身延 太郎 と乙(業者等氏名又は名称) 株式会社A B 交通 とは、令和6年10月20日 執行(予定)の 身延町長選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運送を引き受け、甲は、これに対して代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

(1) 車 種 トヨタ ハイエース

(2) 登録番号(車両番号) 山梨300 み 2111

2 自動車の運送期間は、令和6年10月15日 から 令和6年10月20日 までとする。

3 自動車の運送金額は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 49,500 円 (ただし、1日目は、55,000 円)

(2) 契 約 金 額 302,500 円 (うち消費税額 27,500 円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年10月10日

甲 住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地
(候補者) 氏名 身延 太郎 

乙 住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地
(事業者等) 氏名 株式会社A B 交通 

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●● 

備 考

- 公費負担の対象となる自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届け出前から運送をしても、立候補の届出の日の前日までに係る運送については、公費負担の対象とならないこと。
- 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。
- 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。
- 乙は、道路運送法第3条第1号ハに該当するものであること。



選挙運動用自動車賃貸借契約書
(自動車の借入れ)

甲(候補者氏名) 身延 太郎 と乙(事業者等氏名又は名称) 株式会社CDレンタカー とは、令和6年10月20日 執行(予定)の 身延町長選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲は、これに対して賃料を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

(1) 車 種

ニッサン キャラバン

(2) 登録番号(車両番号)

山梨500 み 4800

2 自動車の賃貸借期間は、令和6年10月15日 から 令和6年10月20日 までとする。

3 自動車の賃貸借量は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 14,300 円(ただし、1日目は、14,300 円)

(2) 契 約 金 額 85,800 円(うち消費税額 7,800 円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年10月10日

甲
(候補者)

住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地

氏名 身延 太郎



乙
(事業者等)

住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名 株式会社CDレンタカー



(代表者氏名) 代表取締役



備 考

- 公費負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前から賃貸借していても、立候補の届出の日の前日までに係る賃貸借については、公費負担の対象とならないこと。
- 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。
- 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。



選挙運動用自動車燃料供給契約書
(燃料の供給)

甲(候補者氏名) 身延 太郎 と乙(業者等氏名又は名称) 株式会社E F石油 とは、令和6年10月20日 執行(予定の) 身延町長選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間、自動車の燃料を供給し、甲は、これに対して代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

(1) 供給期間 令和6年10月15日 から 令和6年10月20日 まで

(2) 燃料の種類 レギュラー

(3) 供給を受ける自動車の登録番号(車両番号) 山梨500 み 4800

2 売買代金は、次のとおりとする。

10当たりの金額 174 円(諸税込み)

ただし、総供給量 221 0、総額 38,500 円の範囲内

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年10月10日

甲 住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地
(候補者) 氏名 身延 太郎 

乙 住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地
(事業者等) 氏名 株式会社E F石油 印

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●● 

備考

- 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 乙が身延町に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。
- 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。



選挙運動用自動車運転契約書
(運転手の雇用)

甲(候補者氏名) 身延 太郎 と乙(運転手氏名) 甲斐 次郎 とは、 令和6年10月20日
執行(予定)の 身延町長選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1
項の自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町に請求する。
- 2 運転手の雇用期間は、 **令和6年10月15日** から **令和6年10月20日** までとする。
- 3 報酬の額は、次のとおりとする。
 - (1) 1日当たりの金額 12,500 円
 - (2) 契約金額 75,000 円
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

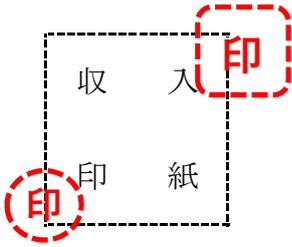
令和6年10月10日

甲 住所 **山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地**
(候補者) 氏名 **身延 太郎** 

乙 住所 **山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地**
(運転手) 氏名 **甲斐 次郎** 

備 考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 乙が身延町に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。



選挙運動用ビラ作成契約書

甲(候補者氏名) 身延 太郎 と乙(業者等氏名又は名称) 株式会社GH印刷 とは、令和6年10月20日 執行(予定)の 身延町長選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第142条第1項第3号のビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるビラを発注し、乙はこれを請け負う。

(1) 規格 縦 29.7 cm × 横 21.0 cm

(2) 枚数 5,000 枚

(3) 納期限 令和6年10月15日

2 請負代金は、次のとおりとする。

(1) 1枚当たりの金額 7.7 円(税込み)

(2) 契約金額 38,500 円(うち消費税額 3,500 円)

3 乙は、納期限までにビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定によるビラの引渡しがあった後、乙に対して第2項(2)の代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年10月10日

甲 住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地
(候補者) 氏名 身延 太郎 

乙 住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地
(事業者等) 氏名 株式会社GH印刷 
(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●● 

- 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。
- 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用ビラ作成費用明細書(選挙運動の公費負担用)

令和6年10月20日 執行(予定)の 身延町長選挙

候補者氏名	身延 太郎
-------	-------

(単位：円)

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・加工費	縦29.7cm×横21.0cm	5,000枚	7.7 (税込)	38,500	
管理費					
小 計				38,500	
うち消費税				3,500	
合 計				38,500	

令和6年10月10日

(ビラ作成業者) 住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地

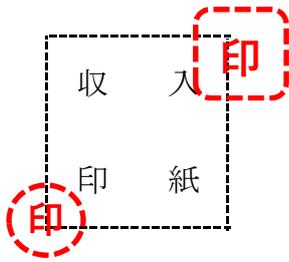
氏名 株式会社GH印刷



(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●



備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。



選挙運動用ポスター作成契約書

甲(候補者氏名) 身延 太郎 と乙(業者等氏名又は名称) 株式会社GH印刷 とは、令和6年10月20日 執行(予定)の 身延町長選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第143条第1項第5号のポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるポスターを発注し、乙はこれを請け負う。

(1) 規格 縦 42.0 cm × 横 30.0 cm

(2) 枚数 100 枚

(3) 納期限 令和6年10月15日

2 請負代金は、次のとおりとする。

(1) 1枚当たりの金額 4,300 円(税込み)

(2) 契約金額 430,000 円(うち消費税額 39,090 円)

3 乙は、納期限までにポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定によるポスターの引渡しがあった後、乙に対して第2項(2)の代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和6年10月10日

甲 住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地
(候補者) 氏名 身延 太郎 

乙 住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地
(事業者等) 氏名 株式会社GH印刷 

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●● 

備考

1 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載する。

2 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用ポスター作成費用明細書(選挙運動の公費負担用)

令和6年10月20日 執行(予定)の 身延町長選挙

候補者氏名	身延 太郎
-------	-------

(単位：円)

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・加工費	縦42.0cm×横30.0cm	100枚	4,300	430,000	
管理費					
小 計				430,000	
うち消費税				39,090	
合 計				430,000	

令和6年10月10日

(ビラ作成業者) 住所 山梨県南巨摩郡身延町〇〇××番地

氏名 株式会社GH印刷



(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●



備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。

※ハイヤー方式の場合

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約期間		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和6年 10月10日	株式会社A B 交通 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●	令和6年 10月15日～ 10月20日	302,500円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。)

※個別契約方式の場合

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約期間		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和6年 10月10日	株式会社CDレンタカー 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●	令和6年 10月15日～ 10月20日	85,800円	
燃料代	令和6年 10月10日	株式会社EF石油 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●	令和6年 10月15日～ 10月20日	38,500円	
運転手の雇用	令和6年 10月10日	甲斐 次郎 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地	令和6年 10月15日～ 10月20日	75,000円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和6年 10月10日	株式会社GH印刷 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●	5,000枚	38,500円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和6年 10月10日	株式会社GH印刷 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●	100枚	430,000円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次の選挙運動用自動車燃料代につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和6年 10月 10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名(名称) 株式会社E F石油
住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地
代表者氏名(※法人の場合) 代表取締役 ●● ●●
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
山梨500 み 4800
- 4 確認申請金額 34,800 円 ※限度額 7,700円×5日分=38,500

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	34,800 円	34,800 円
燃料代計(a) + (b)	34,800 円	34,800 円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和6年 10月 10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称) 株式会社GH印刷

住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

代表者氏名(※法人の場合) 代表取締役 ●● ●●

- 3 確認申請枚数 5,000 枚 ※限度枚数 町長選: 5,000枚 町議選: 1,600枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	5,000 枚	5,000 枚
枚数計(a) + (b)	5,000 枚	5,000 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和6年 10月 10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名(名称) 株式会社GH印刷
住所 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地
代表者氏名(※法人の場合) 代表取締役 ●● ●●
- 3 確認申請枚数 100 枚 ※限度枚数 82枚(ポスター掲示場数)

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	100 枚	82 枚
枚数計(a)+(b)	100 枚	82 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月21日

※ハイヤー方式の場合

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	①	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による	2	左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名		株式会社A B交通 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●●●●		
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
山梨300 み 2111	令和6年10月15日	55,000 円		
山梨300 み 2111	令和6年10月16日	49,500 円		
山梨300 み 2111	令和6年10月17日	49,500 円		
山梨300 み 2111	令和6年10月18日	49,500 円		
山梨300 み 2111	令和6年10月19日	49,500 円		

備考

- この証明書を1台につき1枚作成し、候補者ごとに別々に作成し、候補者から送付してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者と
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者と「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれも締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約の金額を記入してください。
 ※契約等による金額を記入(公費負担の限度額を超えている分は、候補者が負担する。)
- 同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用する場合は、そのうち1台に「同上」や「〃」等の省略記載は不可。それ以外の契約により公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台について記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者のした選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することができません。

※告示日から投票日の前日までの5日間を記入
(ただし、無投票の場合は、告示日のみ記入)

※契約等による金額を記入(公費負担の限度額を超えている分は、候補者が負担する。)

※「同上」や「〃」等の省略記載は不可

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月21日

※個別契約方式の場合

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による	2	左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名		株式会社CDレンタカー 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●●●●		
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
山梨500 み 4800	令和6年10月15日	14,300 円		
山梨500 み 4800	令和6年10月16日	14,300 円		
山梨500 み 4800	令和6年10月17日	14,300 円		
山梨500 み 4800	令和6年10月18日	14,300 円		
山梨500 み 4800	令和6年10月19日	14,300 円		

備考

1

※告示日から投票日の前日までの5日間を記入
(ただし、無投票の場合は、告示日のみ記入)

ごとに別々に作成し、候補者か

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

※投票日翌日以降の日付を記入

令和6年10月21日

※個別契約方式の場合

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		株式会社E F石油 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和6年10月15日	山梨500 み 4800	70 リットル	12,180 円	
令和6年10月16日	山梨500 み 4800	30 リットル	5,220 円	
令和6年10月17日	山梨500 み 4800	30 リットル	5,220 円	
令和6年10月18日	山梨500 み 4800	30 リットル	5,220 円	
令和6年10月19日	山梨500 み 4800	40 リットル	6,960 円	

備考

1

※告示日から投票日の前日までの5日間を記入
(ただし、無投票の場合は、告示日のみ記入)

2

※契約等による金額を記入(公費負担の限度額を超えている分は、候補者が負担する。)

3

※「同上」や「ㇿ」等の省略記載は不可

4

5

6

者ごとに別々に作成し、候補者が
受けた選挙運動用自動車の自動車
規定する4桁以下のアラビア数字又
は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の
18第1項第3号に規定する4桁以下ア

れた書面で燃料供給業者から供給の
えて燃料供給業者に提出してくださ

約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してく
ださい。

「燃料の供給を受
供給量」欄及び「燃
い。

燃料供給業者が町
書に添付してください。

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者
は、町に支払を請求することはできません。

公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額
までです。

※個別契約方式の場合

※投票日翌日以降の日付を記入

令和6年10月21日

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地	
	氏名	甲斐 次郎	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和6年10月15日	12,500 円	1台	
令和6年10月16日	12,500 円	1台	
令和6年10月17日	12,500 円	1台	
令和6年10月18日	12,500 円	1台	
令和6年10月19日	12,500 円	1台	

備考

※告示日から投票日の前日までの5日間を記入
(ただし、無投票の場合は、告示日のみ記入)

に作成し、候補者から運転手に

を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について、供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車

5 同一の日において2人以上の選挙運動負担の対象となるのは候補者が指定するのみについて記載してください。

6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することができません。

※契約等による金額を記入(公費負担の限度額を超えている分は、候補者が負担する。)

※「同上」や「〃」等の省略記載は不可

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月21日

選挙運動用ビラ作成証明書

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社GH印刷 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	5,000 枚
作成金額	38,500 円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
(1) 枚数 町長 5,000枚、 町議会議員 1,600枚
(2) 限度額 7円73銭(単価) × (1)の枚数

※投票日翌日以降の日付を記入

令和6年10月21日

選挙運動用ポスター作成証明書

令和6年10月20日 執行
身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎



次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社GH印刷 山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	100 枚
作成金額	430,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	82箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- この証明書を発行した候補者については、供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
 - 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) × (1)の枚数

※ハイヤー方式の場合

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月22日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

身延町長 様

住所(所在地)

山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名(名称) 株式会社A B 交通 印

(代表者名) 代表取締役 ●● ●● 印

※法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 253,000 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 候補者の氏名(※戸籍名) 身延 太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャエービーコウツウ		
口座名義	株式会社A B 交通		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した者をいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

※ハイヤー方式の場合

請求内容内訳書
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年 10月15日	55,000円×1台= 55,000円	64,500円×1台= 64,500円	55,000 円	
令和6年 10月16日	49,500円×1台= 49,500円	64,500円×1台= 64,500円	49,500 円	
令和6年 10月17日	49,500円×1台= 49,500円	64,500円×1台= 64,500円	49,500 円	
令和6年 10月18日	49,500円×1台= 49,500円	64,500円×1台= 64,500円	49,500 円	
令和6年 10月19日	49,500円×1台= 49,500円	64,500円×1台= 64,500円	49,500 円	
計			253,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

※個別契約方式(自動車の借上げ)の場合

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月22日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

身延町長 様

住所(所在地)
山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名(名称) 株式会社CDレンタカー 印

(代表者名) 代表取締役 ●● ●● 印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 71,500 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 候補者の氏名(※戸籍名) 身延 太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャディーレンタカー		
口座名義	株式会社CDレンタカー		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した者をいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

請求内容内訳書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

1 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年 10月15日	14,300円×1台= 14,300円	16,100円×1台= 16,100円	14,300 円	
令和6年 10月16日	14,300円×1台= 14,300円	16,100円×1台= 16,100円	14,300 円	
令和6年 10月17日	14,300円×1台= 14,300円	16,100円×1台= 16,100円	14,300 円	
令和6年 10月18日	14,300円×1台= 14,300円	16,100円×1台= 16,100円	14,300 円	
令和6年 10月19日	14,300円×1台= 14,300円	16,100円×1台= 16,100円	14,300 円	
計			71,500 円	

備考

- 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

※個別契約方式(燃料代)の場合

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月22日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

身延町長 様

住所(所在地)
山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名(名称) 株式会社E F 石油 印

(代表者名) 代表取締役 ●●●● 印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 34,800 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 候補者の氏名(※戸籍名) 身延 太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャイーエフセキユ		
口座名義	株式会社E F 石油		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した者をいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

請求内容内訳書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

2 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準 限度額 (イ)	請求金額	備考
令和6年 10月15日	山梨500 み 4800	174円× 70リットル= 12,180円	/	/	
令和6年 10月16日	山梨500 み 4800	174円× 30リットル= 5,220円			
令和6年 10月17日	山梨500 み 4800	174円× 30リットル= 5,220円			
令和6年 10月18日	山梨500 み 4800	174円× 30リットル= 5,220円			
令和6年 10月19日	山梨500 み 4800	174円× 40リットル= 6,960円			
計		円 38,500円	38,500円	34,800円	

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書で記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

※個別契約方式(運転手)の場合

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月22日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

身延町長 様

住所(所在地)
山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名(名称) 甲斐 次郎



(代表者名)



※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 62,500 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 候補者の氏名(※戸籍名) 身延 太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カイ ジロウ		
口座名義	甲斐 次郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した者をいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

請求内容内訳書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

3 運転手

使用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年 10月15日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
令和6年 10月16日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
令和6年 10月17日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
令和6年 10月18日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
令和6年 10月19日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
計			62,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月22日

請求書(選挙運動用ビラの作成)

身延町長 様

住所(所在地)
山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名(名称) 株式会社GH印刷 印

(代表者名) 代表取締役 ●●●● 印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 38,500 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 候補者の氏名(※戸籍名) 身延 太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャジーエイチインサツ		
口座名義	株式会社GH印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- この請求書は、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

請求内訳書

候補者氏名(※戸籍名) 身延 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
7.7 円	5,000 枚	38,500 円	7.73 円	5,000 枚	38,650 円	7.7 円	5,000 枚	38,500 円	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※投票日翌日以降の日付を記入
令和6年10月22日

請求書(選挙運動用ポスターの作成)

身延町長 様

住所(所在地)

山梨県南巨摩郡身延町□□△△番地

氏名(名称) 株式会社GH印刷 印

(代表者名) 代表取締役 ●● ●● 印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 352,600 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 候補者の氏名(※戸籍名) 身延 太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャジーエイチインサツ		
口座名義	株式会社GH印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

候補者氏名(※戸籍名)

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所 82	円 4,300	枚 100	円 430,000	円 4,398	枚 82	円 360,636	円 4,300	枚 82	円 352,600	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター制作証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り上げてください。